

- 1 酸化チタンといっても表面処理の有無、表面処理剤の種類、大きさなどが異なる様々な種類の酸化チタンが存在しており、一括りで評価すべきではない。
- 2 IARC(国際がん研究機関)で発がん性が評価された酸化チタンは表面処理されていないものであり、表面処理酸化チタンとは異なる。
- 3 表面処理酸化チタンでは、酸化チタンが容易に表面に露出することはない。
- 4 一方、ばく露実態調査でばく露量が大きかったのは、表面処理酸化チタンである。
⇒したがって、酸化チタン自体のリスクは不明
- 5 酸化チタンの発がん性については、現在EUでも検討されているが、EU化学物質庁(ECHA)のリスクアセスメント委員会(RAC)では、酸化チタンの有害性ではなく、粉じんとして発がん性があるという見解を示している。
⇒粉じんとしての対処が必要

ヒアリングでの事業者からの意見・要望（2）

- 6 粉状の酸化チタンが発じんするのは次のような作業に限られている。
 - ・ (酸化チタンメーカーで)粉状の酸化チタンを袋詰めする作業(粉じん則で規制)
 - ・ (酸化チタンユーザーで)粉状の酸化チタンを投入する作業
- 7 また、溶接作業では、溶接棒やフラックスには原料の一部にチタンが入っているが、溶接ヒューム中には酸化チタンが単体として存在しておらず、また、粉じん則で呼吸用保護具の使用が義務付けられており、酸化チタンにばく露する可能性はない。
- 8 酸化チタンを措置の対象とする場合、高ばく露量でリスクの高い工程・作業に限定してほしい。
- 9 酸化チタンは当業界の製品も含め多くの工業分野で使用され、酸化チタンを含む製品は広範囲のユーザーによって使用されているが、健康被害の情報は承知していない。
- 10 EUなどの国際動向や最新の科学的知見を考慮した上で検討を行ってほしい。